

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日 (金) 第3403号の15



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

訓 令

鹿児島県訓令第5号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿児島県訓令第18号) の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「予定価格及び」を「予定価格又は調査基準価格若しくは」に改める。

別表第4保健福祉環境部の表23の項事務の種類欄中「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス, 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) を「通知」を削り, 同項中第5号及び第6号を削り, 第7号を第5号とし, 第8号から第16号までを2号ずつ繰り上げ, 第17号を第15号とし, 同号の次に次の1号を加える。

(16) 市町村長相互間の連絡調整又は居宅介護支援事業者に対する援助 (法82の2②)	振興局	○						
---	-----	---	--	--	--	--	--	--

別表第4保健福祉環境部の表23の項中第18号から第22号までを削り, 第23号を第17号とし, 第24号から第43号までを6号ずつ繰り上げ, 第63号を第70号とし, 第45号から第62号までを7号ずつ繰り下げ, 第44号を第51号とし, 同号の前に次の13号を加える。

(38) 介護医療院の開設の許可 (法107①)	振興局	○						
(39) 介護医療院に係る事項の変更の許可 (定員の変更に係るものに限る。) (法107②)	振興局	○						
(40) 介護医療院に係る事項の変更の許可 (定員の変更に係るものを除く。)	振興局			○				

(法107②)							
(41) 介護医療院の開 設の許可及び変更 の許可に係る市町 村長の意見の聴取 (法107⑥)	振興局			○			
(42) 介護医療院の開 設の許可の更新 (法108)	振興局			○			
(43) 介護医療院の管 理者の承認（法 109）	振興局			○			
(44) 介護医療院の広 告事項の許可（法 112①）	振興局			○			
(45) 介護医療院の変 更の届出等の処理 (法113)	振興局			○			
(46) 介護医療院の報 告又は帳簿書類の 提出等の命令及び 立入検査等の実施 (法114の2①)	振興局			○			
(47) 介護医療院に対 する設備の使用制 限等の命令（法 114の3）	振興局	○					
(48) 介護医療院の管 理者の変更の命令 (法114の4①)	振興局	○					
(49) 介護医療院に対 する基準遵守等の 勧告及び勧告に係 る措置命令（法 114の5①③）	振興局	○					
(50) 介護医療院に対 する基準遵守等の 勧告の公表及び勧 告に係る措置命令 の公示（法114の 5②④）	振興局			○			

別表第4保健福祉環境部の表27の項第3号中「21の5の19」を「21の5の20」に改め、同項第4号中「21の5の20①」を「21の5の21①」に改め、同項第5号中「21の5の21①」を「21の5の22①」に改め、同項第6号中「21の5の22①③」を「21の5の23①③」に改め、同項第7号中「21の5の22②④」を「21の5の23②④」に改め、同項第8号中「21の5の24」を「21の5の25」に改め、同項第9号中「21の5の25②③④」を「21の5の26②③④」に改め、同項第10号中「21の5の26①③」を「21の5の27①③」に改め、同項第11号中「21の5の27①③」を「21の5の28①③」に改め、同項第12号中「21の5の27②④」を「21の5の28②④」に改め、同項第20号中「21の5の25②③④」を「21の5の26②③④」に改め、同項第21号中「21の5の26①③」を「21の5の27①③」に改め、同項第22号中「21の5の27①③」を「21の5の28①③」

に改め、同項第23号中「21の5の27②④」を「21の5の28②④」に改める。

別表第4農林水産部の表19の項事務の種類欄中「主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下この項中「法」という。）の施行」を「主要農作物の優良な種子の生産及び普及」に改め、同項第1号中「主要農作物種子審査員」を「主要農作物種子審査員等」に改め、「（法4⑦）」を削り、同項第2号中「（法5）」を削る。

別表第4農林水産部の表49の項中「認定及び通知（離島漁業再生支援交付金実施要領の運用（平成17年4月1日付け16水漁第2498号水産庁長官通知）第2-3-(2)」を「審査及び認定（水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第2-1-(1)-エ-⑴、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）第2-1-(2)-ウ-⑴）」に改める。

別表第4建設部の表29の項中第13号を第15号とし、第1号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 要安全確認計画 記載建築物の耐震 改修に係る指導及 び助言並びに指示 等（法12）	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長
(2) 要安全確認計画 記載建築物に係る 報告、検査等（法 13①）	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長

別表第4建設部の表33の項第1号中「16①、28①」を「16①④、28①④」に、「29①②③」を「29」に改め、同項第2号中「16①②、28②、29⑤⑥」を「16①②④、28②④、29②⑥⑦」に改め、同項第3号中「法16④」を「法16⑤」に、「28③〔16④〕」を「28③⑤〔16⑤〕」に、「29⑧、〔16④〕」を「29⑨〔16⑤〕」に、「31③」を「31④」に改め、同項第10号中「29①⑦」を「29①②⑧」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。